

平成29年度 長岡市中小企業制度融資

中小企業者のための

金融のしおり

長岡市では、中小企業の皆様の多様な資金ニーズにお応えするため、各種の融資制度を用意しておりますので、ご活用ください。

- ・利息は低利で、しかも固定金利です。返済期間も長期となっています。
- ・事業展開や設備投資のための資金も用意しています。
- ・新潟県信用保証協会の信用保証を利用しやすくしている制度もあります。

平成 29 年度の拡充内容

~新たに2つの制度融資を創設しました~

- ・3 つの融資からなる「地方創生特別融資」を創設 起業者を応援する「起業創業貸付」 設備投資を支援する「設備投資貸付」 経営基盤強化のための「経営改善貸付」
- ・資金繰りの改善による経営の安定化を支援する「経営支援借換対応特別融資」を創設
- ・地方創生特別融資経営改善貸付と経営支援借換対応特別融資により、**昨年度までの** 長岡市中小企業制度融資のほとんどが借換対象となりました。

~信用保証料を補助します~

・次の融資を信用保証付で利用した場合に、信用保証料の一部又は全額を補助し、中小企業者の 皆様の信用保証料の負担を軽減しています。

長岡市地方創生特別融資起業創業貸付: 補助割合 100% 長岡市小口零細企業保証制度資金: 補助割合 90%

〇ご利用いただける方

- ・長岡市制度融資は下記のような中小企業者等を対象としています。
- ・各制度ごとに条件が異なりますので、各制度の対象者をご確認ください。

<融資対象となる中小企業者>

下記の資本金規模または従業員数を満たす法人または個人 (中小企業信用保険法第2条第1項第1号又は同項第2号該当者)

	業種	資本金規模	従業員
製	造 業 等	3 億円以下	300 人以下
	ゴム製品製造業 ※	3 億円以下	900 人以下
	ソフトウェア業	3億円以下	300 人以下
卸	売 業	1 億円以下	100 人以下
小	売 業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業		5 千万円以下	100 人以下
	情報処理サービス業	3億円以下	300 人以下
	旅館業	5 千万円以下	200 人以下

<融資対象となる小規模企業者>

下記の従業員数を満たす法人または個人

(中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号該当者)

業種	従業員
製 造 業 等	20 人以下
商業・サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20 人以下
事業協同小組合	_
協同組合	20 人以下
企業組合	20 人以下
医業を主たる事業とする法人	20 人以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。